

以下の書類がお手元があれば、ご確認ください。

【会社から配付された決定通知書の場合】

税額の市民税所得割額⑥と府民税所得割額⑥の合計額

以下のサンプルは、令和7年のものです。

今回は、令和8年度分を確認してください。

令和7年度
給与所得等に係る市民税・府民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

所得
給与収入
主たる給与
以外の合算
所得区分
配偶者
所得金額①

所得控除
社会保険料
小規模企業共済
生命保険料
地震保険料
障害・ひきこ
配属者
(摘要)

税額
税額控除額⑤
所得割額⑥
均等割額⑦
税額控除額⑤
所得割額⑥
均等割額⑦
森林環境税額⑧
特別徴収税額⑨
控除不足額⑩
既充当・既委託納付額⑪
既納付額⑫
差引納付額(⑫-⑩-⑪-⑫)
変更前税額⑬
増減額(⑬-⑭)
変更月

税額
税額控除額⑤
所得割額⑥
均等割額⑦
税額控除額⑤
所得割額⑥
均等割額⑦
森林環境税額⑧
特別徴収税額⑨
控除不足額⑩
既充当・既委託納付額⑪
既納付額⑫
差引納付額(⑫-⑩-⑪-⑫)
変更前税額⑬
増減額(⑬-⑭)
変更月

納付額
6月分
7月分
8月分
9月分
10月分
11月分
12月分
1月分
2月分
3月分
4月分
5月分

受給者番号
氏名
住所
指定番号
区分
宛先番号

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条、第319条及び第321条の4(第321条の6)の規定により、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、大坂市税に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求むる訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に市(町・村)を被告として(市(町・村)長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても処分取消しの訴えを提起することができます。

令和7年5月20日
大坂市長
問合せ先:大坂市あべの市税事務所 市民税等グループ 電話(06)4396-2933

⑤税額欄

市町村道府県
税額
税額控除前所得割額②
税額控除額⑤
所得割額⑥
均等割額⑦
税額控除前所得割額②
税額控除額⑤
所得割額⑥
均等割額⑦
森林環境税額⑧
特別徴収税額⑨
控除不足額⑩
既充当・既委託納付額⑪
既納付額⑫
差引納付額(⑫-⑩-⑪-⑫)
変更前税額⑬
増減額(⑬-⑭)
変更月

納付額
6月分
7月分
8月分
9月分
10月分
11月分
12月分
1月分
2月分
3月分
4月分
5月分

受給者番号
氏名
住所
指定番号
宛先番号

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条、第319条及び第321条の4(第321条の6)の規定により、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、市(町・村)長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求むる訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に市(町・村)を被告として(市(町・村)長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても処分取消しの訴えを提起することができます。

令和 年 月 日
市町村長 氏 名 印
問合せ先

枠の所得割額の合計